

弁護士・中小企業診断士・産業カウンセラー

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853
愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階
愛三西尾法律事務所
電話：0563-53-0220
FAX：0563-53-0222
e-mail: inoue@aisan-law.jp



厚生労働大臣認定「社内検定認定制度」の概要と活用のしかた

◆「社内検定認定制度」とは？

社内検定認定制度は、事業主等が雇用する労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、労働者が有する職業に必要な知識および技能について、その程度を会社自ら検定する事業(社内検定)のうち、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するものです。

認定を受けた社内検定は、「厚生労働省認定」の表示をすることができ、また、検定・対象職種・事業主の名称・所在地が同省のホームページに公示されます。

◆認定制度の概要

認定の対象となる社内検定は、労働者の技能の向上を図る観点から実施するものですが、下記のようなものは対象とはなりません

- ・技能検定と競合する職種についての検定
- ・一般的教養を対象として実施される検定（英語検定、珠算検定等）
- ・人事管理のため選別することのみを目的として実施される検定（役職登用試験、国内留学生試験等）
- ・他の法令に基づき実施される検査、検定、試験、研修と競合するもの

◆認定基準

主な認定基準は下記の通りです。

- (1) 直接営利を目的とするものでないこと
- (2) 職業に必要な労働者の技能および知識の評価に係わる客観的かつ公正な基準に基づく

ものであること

- (3) 技能振興上奨励すべきものであること
- (4) 学科試験および実技試験で行われるものであること
- (5) 原則として、検定がいずれの対象職種についても毎年1回以上実施されること
- (6) 検定の実施計画を定めていること 等

◆認定数、認定の効果

2016年4月1日時点で、47事業主等126職種が認定されています。

認定の効果ですが、認定を受けることにより社内の技能評価に客観性と公正性が担保され、労働者に技能向上および自己啓発の目標を与えることができ、社内検定の構築により社内の職業能力が整理・「見える化」され、経営戦略の再構築の促進や「ブランド化」による企業価値向上のほか、職業能力の向上についてモチベーションを高めることもできます。

また、社内検定の合格を昇級・昇格の一要素としたり、諸手当付与の基準としたり、人事制度での活用も見込めます。

労基署の監督指導結果にみる

「長時間労働が疑われる事業場」の実態

◆10,059事業場が是正・指導の対象に

1月中旬に厚生労働省から、昨年4月～9月に行われた労働基準監督署による監督指導結果(長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果)が公表されました。

今期は、「1カ月当たり80時間を超える残業の疑いがある事業場」や「長時間労働による過

労死などに関する労災請求があった事業場」など、10,059 事業場が是正・指導の対象となっており、このうち 6,659 事業場(66.2%)で労働基準法などの法令違反があったとのことです。

なお、前年同期の監督指導件数(法令違反あり／実施事業場)は、次のように変化しています。

- ・平成 27 年 : 3,823 / 4,861
- ・平成 28 年 : 6,659 / 10,059

平成 27 年度は、「月 100 時間」を超える残業が疑われる事業場等が対象であるのに対して、平成 28 年度は「月 80 時間」に対象が拡大されたという違いはありますが、長時間労働やそれに伴う健康障害などに対しては、より厳しい目が向けられていると理解したほうがよいでしょう。

◆是正勧告、是正指導の状況

是正勧告書が交付された法違反の内容を見ると、違法な時間外労働が 4,416 事業場、賃金不払残業が 637 事業場、過重労働による健康障害防止措置の未実施が 1,043 事業場となっています。

業種別では、違反割合の多い順に、(1)接客娯楽業、(2)運輸交通業、(3)製造業で 70%以上、(4)商業、(5)教育・研究業で 60%以上、(6)その他の事業、(7)建設業で 50%以上となっています。

一方、主な健康障害防止に係る指導票が交付された事業場は、次の通りでした。

- ・過重労働による健康障害防止のための指導 : 8,683 事業場
- ・労働時間適正把握基準に関する指導 : 1,189 事業場

ここでは、長時間労働となっている労働者への面接指導等の実施、月 80 時間以内への残業削減や始業・終業時刻の確認・記録、自己申告制による場合の実態調査などについて指導が行われています。

◆今後の情報にも注意が必要

現在、時間外労働の上限規制について政府が検討を進めるなど、労働時間に関する制度改正が予定されていますので、今後の情報に注意が必要です。

3 月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

当事務所よりひと言

当職も、事業承継アドバイザー3級、融資管理3級、法務4級等、金融機関の職員向けの銀行業務検定に合格しておりますが、様々な検定制度の活用は従業員のスキルアップに最適です。